

令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入ハンズオン支援業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入ハンズオン支援業務に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度あおもりアグリ関連サプライチェーン参入ハンズオン支援業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書を提出する日から受託候補者を選定する日までの間に、青森県知事の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 青森県暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日施行）第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

7,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）までとする。

- (5) 契約金の支払時期
業務の履行確認後とする。
- (6) その他
 - ・契約金額は、企画提案競技により受託候補者として選定され、県と業務履行に必要な協議を行った後に、見積書を徴取して決定する。
 - ・企画提案競技に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

5 質問の受付

- (1) 提出書類
質問書（様式1）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和7年5月20日（火）17時必着
- (4) 提出方法
下記11の提出先に電子メールで提出
- (5) 回答
 - ・提出のあった質問及び回答は、取りまとめて参加表明書を提出した者あてに電子メールで令和7年5月23日（金）までに送信する。
 - ・質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものは、質問者にのみ回答する。
 - ・審査方法に関する内容や企画提案競技において不適切な内容の質問には回答しない。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書（様式2）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和7年5月27日（火）17時必着
- (4) 提出方法
下記11の提出先に電子メール、郵送又は持参で提出
- (5) その他
参加表明書の提出後に企画提案競技への参加を辞退する場合は、下記7（3）の期限までに、上記（4）の方法により辞退届（様式任意）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
 - ・業務全体の方針、業務の実施方法、業務の実施体制、業務の実施スケジュール、追加提案事項、類似業務実績を記載すること。

- ・業務全体の方針は、業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重視する点、アピールポイント等を記載すること。
- ・業務の実施方法は、仕様書に記載の業務の内容について、支援候補企業の探索・推薦の方法や企業イメージ、支援企業の課題や支援ニーズの整理方法、事業計画作成の手順、ハンズオン支援の具体的なメニューやその内容、専門家や県内産業支援機関など関係機関との連携体制、支援計画の進捗管理や状況報告に係る頻度や実施方法、成果物のイメージなど、具体的な手法や手順を記載すること。
- ・業務の実施体制は、責任者及び担当者の配置や役割、実務経験の状況のほか、一部業務を再委託する場合はその相手方と再委託する理由、全体の体系図を記載すること。
- ・業務の実施スケジュールは、業務全体の工程とスケジュールを記載すること。
- ・追加提案事項は、企画提案者の知見やノウハウ、ネットワークを生かし、本業務をより効果的に行うために追加して実施する事項を必要に応じて記載すること。
- ・類似業務実績は、過去3年間に於ける本業務に類似又は関連する業務の実績を簡潔に記載すること。
- ・用紙サイズはA4判（縦・横は問わない。）とし、片面刷りで30ページ以内（表紙を含む。）とすること。

② 経費見積書（様式任意）

- ・企画提案書の内容を実施するために必要な全ての経費とその積算内訳を明らかにすること。
- ・経費の総額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、上記4（2）の上限額以内の金額とすること。
- ・積算内訳は、企画提案書の内容に応じた経費区分とし、それぞれの経費の積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

③ 企画提案者の概要が分かる資料（様式任意）

- ・定款の写しや会社パンフレットなど企画提案者の組織体制や事業内容などが分かる資料を提出すること。

④ 直近の決算報告書（様式任意）

- ・企画提案者の直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）を提出すること。

（2）提出部数

5部

（3）提出期限

令和7年6月10日（火）17時必着

（4）提出方法

下記11の提出先に郵送又は持参で提出

（5）その他

- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ・提出された書類の修正や差替えは認めない。

8 企画提案の審査及び受託候補者の選定等

（1）審査方法

審査は、提出された上記7（1）の書類について、書面審査を行う。

(2) 審査基準

審査では、以下の項目について、それぞれに掲げる観点から総合的な評価を行う。

① 遂行能力

- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

② 実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、有効性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

③ 経済性

- ・経費、積算の妥当性 等

④ 積極性

- ・独自の創意工夫、斬新性 等

(3) 選定

審査の結果、最も優れた企画提案を行った1者を受託候補者として選定する。

(4) 通知

審査結果は、全ての企画提案者に対して、書面により通知する。なお、審査結果についての問合せや異議申立ては受け付けない。

(5) 契約

- ・受託候補者の企画提案書等の内容をもとに、県と受託候補者で業務履行に必要な協議を行い、協議が調った場合は、見積書を徴取して随意契約を締結する。なお、県と受託候補者の協議において、業務の内容を一部変更することがある。
- ・受託候補者との契約が不調に終わった場合は、次点の企画提案者を受託候補者とする。

9 スケジュール

令和7年5月13日(火)	公募開始
令和7年5月20日(火) 17時	質問書の提出期限
令和7年5月23日(金)	質問に対する回答
令和7年5月27日(火) 17時	参加表明書の提出期限
令和7年6月10日(火) 17時	企画提案書等の提出期限
令和7年6月13日(金) 予定	審査結果の通知
令和7年6月下旬	契約締結

10 その他

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・この要領に違反すると認められる場合

(2) その他

- ・企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

1.1 本企画提案競技に関する担当部署及び提出書類の提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県経済産業部産業イノベーション推進課 技術振興グループ

電話：017-734-9379（直通）

メール：innovation@pref.aomori.lg.jp

提出書類を持参する場合の受付時間：土日祝日を除く9時から17時まで